

羽咋市サブカルチャーイベント実施に係る公募型プロポーザル実施要領

1 委託の概要

(1) 名称 「羽咋市サブカルチャーイベント実施業務委託」

(2) 委託業務範囲

「羽咋市サブカルチャーイベント実施業務委託」に基づき、一体的に業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

委託期間は、変更となる場合がある。

(4) 委託目的

サブカルチャーの普及や発展、理解に繋がるような本格的コスプレイベントを実施し、施設のPRとインバウンド需要を含めた新たな観光誘客を創出すること。

(5) 委託金額

4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加資格

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 企画提案書の提出までに令和7年度羽咋市競争入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。なお、未登録の場合は令和7年10月末日までに登録手続きを完了させること。

(2) 次に掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 国又は地方公共団体その他の公共機関から業務等に関し指名停止の措置を受けている者

ウ 消費税若しくは地方消費税又は羽咋市税を滞納している者

エ 宗教活動又は政治活動を目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者

オ 特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党若しくは政治団体を推薦し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的としてこのプロポーザルに参加しようとする者

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有

し若しくは社会的に非難される関係を有する者

3 スケジュール

募集及び選定のスケジュールは次のとおりです。ただし、進捗状況や応募者数により変更する場合があります。

	手順	期限等
①	資料配布	令和7年10月17日(金)から10月27日(月)午後1時まで
②	参加申込期間	令和7年10月17日(金)から10月31日(金)午後1時まで
③	企画提案書受付期間	令和7年10月17日(金)から10月31日(金)午後1時まで
④	質問の受付期間	令和7年10月17日(金)から10月27日(月)午後1時まで
⑤	第一次審査	令和7年11月上旬(予定)
⑥	第一次審査結果通知	令和7年11月上旬(予定)
⑦	第二次審査	令和7年11月中旬(予定)
⑧	第二次審査結果通知	令和7年11月中旬(予定)
⑨	契約締結	令和7年11月中旬(予定)

4 配付資料

(1) 配付資料は次のとおりとする。

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 個人情報保護に関わる誓約書

(2) 配付場所は羽咋市役所ホームページ又は羽咋市役所2階商工観光課商工観光係とする。

5 選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザルとする。二段階の審査を経て、羽咋市サブカルチャーイベント実施業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

6 参加申込

(1) プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 個人情報保護に関わる誓約書

ウ 会社概要及び財務状況関係書類

所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認できるもの。(パンフレットの使用も可とする。)

エ 受託実績一覧表

(2) 参加申込書類の提出方法は、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便)とする。

ア 受付期間 令和7年10月17日(金)から令和7年10月31日(金)

午後1時まで

イ 提出部数 各1部

ウ 提出先

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市役所 2階 商工観光課商工観光係

電話番号 0767-22-1118

7 企画提案書の提出

(1) 参加事業者は、本実施要領に従い、次に定める項目についての企画提案書及びその他提出書類を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。

ア 会社概要及び財務状況関係書類

イ 受託実績一覧表

ウ 業務実施計画

エ 提案見積書

オ その他独自提案

カ 業務遂行体制

キ 個人情報保護に対する考え方

ク 危機管理(不測事態(災害等)発生時の対応)に関する提案

ケ 苦情対応に関する提案

(2) 記入方法

ア 提出書類は、原則としてA4判・横型・横書で作成すること。

イ 提出書等に記載する文字の大きさは、12ポイントとし書体は任意とする。

ウ 文書を補完するためのイラスト、イメージ画等を使用してもよい。

エ 正本にあたる企画提案書の表紙には、宛先「羽咋市長」、タイトル「羽咋市サブカルチャーイベント実施業務委託企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。

オ 正本にあたる企画提案書の表紙に実印(代表者印)を押印する事とする。

カ 副本にあたる企画提案書の表紙には、宛先「羽咋市長」、タイトル「羽咋市サブカルチャーイベント実施業務委託企画提案書」、提出年月日を記載する事。

会社名は記載しない事とする。副本は、6部用意する事。（正本は事務局で預り、副本により審査を実施する。）

キ 企画提案書等の著作権はそれぞれ製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製する場合がある。

(3) 応募方法

持参又は郵送とする。（ファクシミリ及び電子メールでの応募は、受け付けない。）

(4) 企画提案書の提出先

羽咋市役所 2 階商工観光課商工観光係

(5) 提出期間

令和 7 年 1 0 月 1 7 日(金)から令和 7 年 1 0 月 3 1 日(金)午後 1 時まで（休日を除く。）なお、郵送による提出の場合は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日(金)必着とする。

(6) 応募にあたっての留意事項

ア 企画提案書は、別に定める「羽咋市サブカルチャーイベント実施業務委託仕様書」に基づき作成すること。

イ 提出する企画提案書等は、持参又は郵便（配達証明付き書留郵便）とする。

ウ 応募書類の作成に必要な経費については、応募者の負担とする。

エ 提出された応募書類については、返却しない。

オ 応募書類に記載されている個人情報については、企画書の審査及び選定以外の目的には利用しない。

(7) その他

ア 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。

イ 提案書等の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提出された書類は羽咋市情報公開条例（平成 1 3 年羽咋市情報公開条例第 5 号）に基づき公開する場合がある。

オ 提出された書類はこの募集の選定以外の目的では使用しない。

カ 書類提出後、辞退する場合は、その旨書面により申し出ること。

提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

8 企画提案書の内容

企画提案書には、以下の項目について記載する。各項目における判断基準は、別紙のとおりとする。

なお、企画提案書副本については、業者が特定できる社名等を記載しないこと。

(1) 会社概要及び財務状況関係書類

会社概要について、設立年月日、所在地、資本金、事業内容、社員数、組織図等を記載すること。財務状況について、直近2か年の会計年度における貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書を提出すること。

(2) 受託実績一覧表

類似業務の受託実績がある場合は、過去3年間分について請負実績を証明できるものを「別紙」として添付すること。

また、請負実績の証明として、契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面（契約者が証明できる部分）及び仕様書等（業務内容や従事者数がわかる部分）のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

(3) 業務実施計画

業務委託開始に向けて、業務等準備をどのように進めるか、円滑に行うための対応について記載すること。

(4) 提案見積書について

積算内訳がわかるように具体的に記載すること。

(5) その他独自提案について

その他、市にとってより事務効率化となる提案や事業者が提案するサービスがあれば、具体的にその内容を記載すること。

(6) 業務遂行体制について

具体的な業務フローと業務担当者を明確に記載する事

(7) 個人情報保護に対する考え方

委託業務を運営する上での個人情報の管理体制について、具体的に記載すること。

(8) 危機管理に対する考え方

業務トラブル時や欠員対応について具体的に記載すること。

災害や緊急時への対応について具体的に記載すること。

(9) 受託後の研修体制及び苦情対応に対する考え方

受託後の研修体制及び研修計画、並びに苦情等に対する対応方法について、具体的に記載すること。

9 本プロポーザルに関する質問及び回答方法

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- ア 受付期間 令和7年10月17日（金）から10月27日（月）
午後1時まで
- イ 提出方法 質問票（様式任意）を郵便又はFAXで提出
質問票には質問者電子メールアドレスの記載必須
- ウ 回答方法 質問票に記載された質問者電子メールアドレスへの返信及び
ホームページに公開する。

10 受託者の審査、評価及び選考

提案内容の審査にあたり、委員会が評価基準に基づき各評価項目の審査を行う。

（1）審査方法

書類審査及びプロポーザル方式の審査を経て、委員会で決定する。

審査会及び結果については、後日、通知する。

ア 第一次審査

- （ア） 場 所 羽咋市役所内会議室
- （イ） 日 時 令和7年11月上旬
- （ウ） 審査方法 書類審査
- （エ） 審査結果 文書で通知する。

イ 第二次審査

- （ア） 場 所 羽咋市役所内会議室
- （イ） 日 時 令和7年11月中旬
時間は調整の上、個別に連絡する。
- （ウ） 審査方法 プレゼンテーション（オンラインでの参加可能）
- （エ） 審査結果 文書で通知する。

（2）契約の締結

委員会の第一次・二次審査結果により、1社選定された者を、最優秀提案者として市長への報告を行う。その後、市長の決定を経て、契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

11 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- （1）提案書等の提出期限に遅れた者
- （2）審査会の実施時間に遅れた者

(3) 提出書類等に虚偽の記載をした者

1 2 添付資料

羽咋市サブカルチャーイベント実施業務委託仕様書

1 3 書類等の照会・問合せ先

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市商工観光課商工観光係 担当：渡部、今井

TEL 0767-22-1118

FAX 0767-22-7195

電子メール：syoukan@city.hakui.lg.jp